



## インバウンド消費拡大に向けての政策

北陸銀行 国際部  
上海駐在員事務所  
陳 潔

### 1. はじめに

中国国家税务总局は2025年4月8日、「外国人観光客への免税額還付サービス措置についての公告」を発表しました。政策の概要、手続き、実施期間について明確化し、いくつかの地域で試験的に導入されていた当該サービスを中国全体へ拡大することを明らかにしました。詳細についてご紹介いたします。

### 2. 外国人観光客の税金還付の申請について

外国人観光客への免税の手続きが、従来は出国時に空港で行われていたのに対し、本政策によって、購入店舗での即時申請・還付が可能となりました。

4月27日には政策が緩和され、対象店舗の拡大に加え、免税対象額が500元（約10,000円）から200元（約4,000円）に引き下げられました。なお、還付金額の上限はありません。

モバイル決済、クレジットカードへの払い戻しのほか、2万元（約40万円）までは現金で還付を受けることができ、即時還付された人民元を他商品の購入に充てることできるようになることから、外国人観光客の購買意欲喚起が期待されています。（1元=20円換算）

#### 一般的な申請手順

##### ①「即時還付」店舗にて申請書取得・人民元の還付

対象店舗で免税対象商品を購入の際、書類に署名する。クレジットカードの事前承認手続きを行い、「免税還付申請書」と免税額相当の人民元を受け取る。

##### ②税関審査

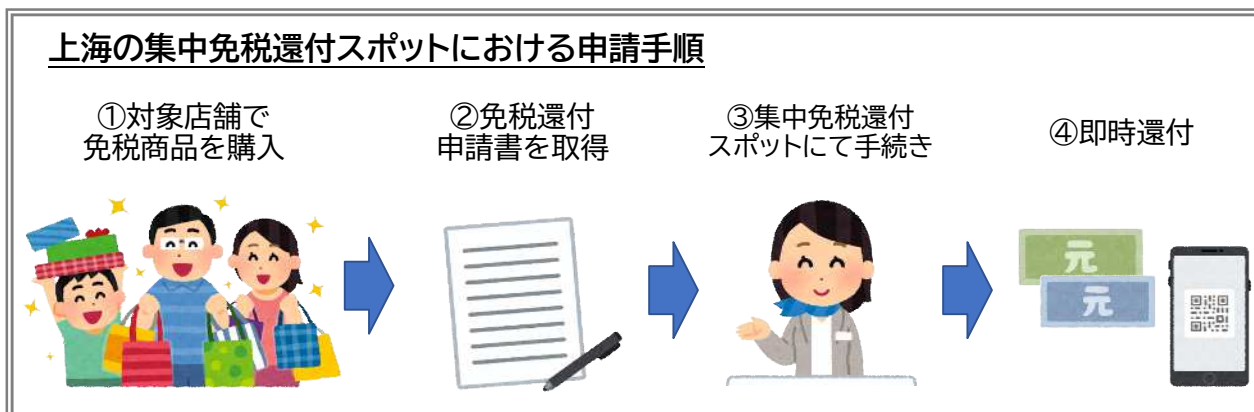
中国出国の際、「免税還付申請書」、購入品、領収書、身分証明書を提出し、税関審査を受ける。

##### ③税金還付代理機構の審査

税金還付代理機構が購入品と還付内容に相違ないことを確認し、還付手続きが完了する。

【中国国家税务总局の公開情報より 上海事務所にて作成】

上海市ではさらなる利便性向上のため、2023年10月から還付手順を簡素化しました。さらに、市内の商業施設内に集中免税還付スポットを設置し、「即時還付」を行っています。



【上海税務局の公開情報より 上海事務所にて作成】

### 3. おわりに

即時税金還付はシンガポールや韓国などでも導入されている制度です。外国人観光客の購買意欲を刺激し、インバウンド消費を拡大させ、経済を発展させていこうとする政府の姿勢が窺えます。

一方、日本では、国内での転売などの不正を防止するため、2026年11月以降、「リファンド方式」に切り替えることとしています。外国人旅行者は免税店で商品を購入する際、一旦課税価格を支払い、空港等での出国時に免税額の払い戻し手続きを行うこととなります。

真逆の免税制度が今後の観光政策にどのような影響を与えることになるか、注視していきたいと思えます。

＜ご注意＞文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。  
記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

**ほくりく長城会**

**長城メール**

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局  
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F  
((株)人材情報センター内)  
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565  
E-mail: info@chojo-hokugin.jp